



京都労働局
平成 29 年 8 月 7 日
午後 1 時 00 分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担
当

京都労働局 労働基準部賃金室
賃金室長 草川 徹
地方賃金指導官 高木 芳夫
電話 075 - 241 - 3215(ダイヤル)

京都府最低賃金は、2年連続の大幅引上げで、 時間額 856 円に

『京都府最低賃金審議会』が引上げの答申

京都府最低賃金を時間額で定めることとなった平成 14 年度
(2002 年)以降、最も高い引き上げ額。10 月 1 日発効予定。

京都府最低賃金審議会(会長 佐藤 卓利 立命館大学 経済学部 教授)は、本日(8月7日)京都府最低賃金(時間額 831 円)を 25 円引上げて 856 円にすることが適当であると、京都労働局長(高井 吉昭)に答申した。

京都労働局長は、この答申に基づき、速やかに改正決定に関わる所要の手続きを進める。

答申の要旨

京都府最低賃金を、1 時間 **856 円(25 円引上げ)**に改定する。

改定額の効力発生は、法定どおりとする。(平成 29 年 10 月 1 日発効の予定)

地域経済の中核として多くの生産財やサービスを提供し、多くの雇用を支えているのは、中小企業・小規模事業者であり、中小企業・小規模事業者が持続的な生産活動を行うことが、地域経済にとって不可欠である。

中小企業・小規模事業者は、最低賃金の改正に伴い大きな影響を受けており、事業の存続・発展のために総合的で抜本的な支援が必要なことについては、今年度は、昨年度以上に強く求められているところである。

現在設けられている、事業場内最低賃金の大幅引き上げと生産性向上の設備投資などの業務改善計画を求める助成制度を中心とする最低賃金に関する支援策は、「総合的で抜本的な支援」というには極めて不十分である。

【裏面に続く】

特に、サービス業をはじめとする労働集約型の産業分野にも生産性向上の設備投資などを求めるなど、最低賃金引き上げの対応に厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対する最低賃金に関連する助成制度としての目的を十分に果たせていない現状を改めるべきである。

さらに、最低賃金改正に併せて賃金の引き上げを実施するために支援を必要とする事業者が容易に活用でき、かつ、直接的な賃金引き上げにつながる新たな対策が是非とも必要である。

については、省庁の垣根を越えた、中小企業・小規模事業者の健全な発展に資するとともに、賃金引き上げができる環境整備を図ることが可能な、真に「直接的かつ総合的な抜本的支援策」を至急講じることを強く求めるものである。

＜答申までの経過＞

平成 29 年 7 月 14 日、京都労働局長は京都地方最低賃金審議会に対して、京都府最低賃金の改正決定に係る調査審議を求めた(諮問)。 諮問文は当局HP掲載

同審議会はこれを受けて、7月27日に中央最低賃金審議会から示された目安(京都府の場合は、Bランク：25円の引上げ)を参酌しつつ、慎重に調査審議を重ねた結果、本日(8月7日)答申がまとめられたものである。

今後の手続き

- 1 答申に対する「異議の申出」の受理、本日公示(公示期間は、8月7日から8月22日まで)。
- 2 京都地方最低賃金審議会における異議の取り扱い審議(異議申出がある場合)。
- 3 異議に関する所要の手続きを経て発効(最も早い場合で、官報公示日は9月1日、発効日は10月1日)。

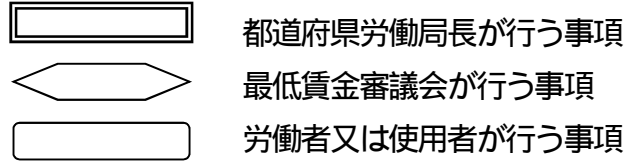


【 参考 : 過去 16 年間の最低賃金の改定状況 】

年度	最低賃金額	引上げ額	引上げ率(%)	影響率(%)
平成 14 年度 (10.1 発効)	677	0	0.00	2.4
平成 15 年度 (10.1 発効)	677	0	0.00	1.0
平成 16 年度 (10.1 発効)	678	1	0.15	2.0
平成 17 年度 (10.1 発効)	682	4	0.59	2.1
平成 18 年度 (10.1 発効)	686	4	0.59	1.6
平成 19 年度 (10.25 発効)	700	14	2.04	1.7
平成 20 年度 (10.25 発効)	717	17	2.43	4.5
平成 21 年度 (10.17 発効)	729	12	1.67	2.9
平成 22 年度 (10.17 発効)	749	20	2.74	3.9
平成 23 年度 (10.16 発効)	751	2	0.27	7.0
平成 24 年度 (10.14 発効)	759	8	1.07	5.8
平成 25 年度 (10.24 発効)	773	14	1.84	8.4
平成 26 年度 (10.22 発効)	789	16	2.07	7.3
平成 27 年度 (10.7 発効)	807	18	2.28	12.7
平成 28 年度 (10.2 発効)	831	24	2.97	15.1
平成 29 年度 (10月1日発効予定)	856	25	3.01	13.7

時間当たりで最低賃金を決める制度になった平成 14 年度 (2002 年) 以降、最も高い引上げ額となる。影響率とは、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合である。

最低賃金決定の仕組み



最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金 (地域別最低賃金)

